

# コンテンツ流通における権利者側の立場

2006.12.04

(株)イメージクエストインタラクティブ  
代表取締役

社団法人 日本芸能実演家団体協議会  
実演家著作隣接権センター(CPRA)  
運営委員会 運営委員

社団法人 音楽制作者連盟  
理事

森脇信治

# 著作権とは

著作者: 著作物を創出した者

## 財産権

複製権	CD制作・楽譜の出版など
演奏権	コンサート、ライブ、カラオケなど
公衆送信権	放送、インターネットなど
上映権	映画、ビデオ上映
貸与権	CDレンタルなど
頒布権	ビデオレンタルなど
譲渡権	著作物を譲渡する権利

## 人格権

公表権	公表する、しない、どう公表するかを決定する権利
氏名表示権	氏名表示する、しない、どう表示するかを決定する権利
同一性保持権	著作物の改変、変更、削除などを認めない権利

# 著作隣接権とは

著作隣接権者： 著作物を伝達する実演家、レコード製作者、放送事業者

財産権 許諾権

ライブ

録音録画権  
放送権  
送信可能化権

レコーディング

複製権  
送信可能化権  
譲渡権  
貸与権

報酬請求権

レコーディング

放送2次使用  
CDレンタル

人格権

氏名表示権  
同一性保持権

## 通信、放送における実演家の権利

※許諾権 実演を利用しようとする場合、事前に実演家の許諾を得ることが必要

※報酬請求権 実演を利用しようとする場合、事前に実演家の許諾を得ることなく報酬のみ支払えばいい

	映像実演	音楽実演 (レコード製作者も同じ)
通信	許諾権	許諾権
放送	許諾権	報酬請求権
有線放送	報酬請求権	報酬請求権

# CPRAの事業概要

- 指定団体としての報酬請求権 徴収の業務

レコード二次使用料  
私的録音・録画補償金  
レコード貸与報酬

- 許諾権集中管理事業者としての業務

録音権使用料  
放送番組二次利用の使用料

- 放送実演(映像) 放送番組二次使用料  
放送番組ビデオグラム化使用料  
放送番組送信可能化使用料 ★
- 音楽実演(音源) 放送番組送信可能化使用料 ★

## 映像実演の権利とは

出演料（地上波・BS・CS・PPV・モバイル・海外番販・航空会社等）〈許諾権〉

上記放送二次使用料〈報酬請求権〉 〈モバイルは許諾権〉

その他放送番組の販売 〈一任型管理・許諾権〉

IP放送（同時再送信）〈報酬請求権〉

IP放送（VOD・ダウンロード）〈許諾権〉

上記放送二次使用料〈許諾権〉

ビデオグラム（DVD・VHS/レンタル用DVD・VHS）〈一任型管理・許諾権〉

コンテンツプロモーション用素材のOA 無権利可能（数十秒単位）

それ以上の尺のコンテンツの使用料は使用方法も定義し別途出演料を決める〈許諾権〉

## 音楽実演の権利とは

放送二次使用料〈報酬請求権〉

IP放送の送信可能化権〈一任型管理・許諾権〉

※許諾権部分は契約でカバーし、随時報酬支払いと分配を。

集中管理部分・報酬請求権部分は管理団体に徴収と分配は依頼

# 実演家団体としての過去のパブリックコメント

- 新しい産業構造が生まれることは大歓迎
- 放送番組の二次利用については一任方の集中管理体制構築で対応
- 許諾権を格下げ(報酬請求権に)することには反対
- 実演家の権利主張が流通を阻害しているとの論議には事実とは大いに異なる。
- 問題はコンテンツに関わる契約システムとビジネスの商習慣
- 過去放映済み番組と、新規制作番組の権利者の違いは無い
- 権利者の所在が不明な場合の処理は、権利者を探し出すことは団体として重要な使命
- 著作権法は国際ルール。
- 無数に存在する個人放送局に法律を遵守は不可能
- ビジネスモデルが定まらない状態で、対価の裁量権を留保することは適切
- マルチユース前提での契約内容を構築することが急務
- <IT産業振興>と<文化振興・育成・保護>は敵対することでない

そして最後に

経済主義だけでなく心を豊かにする文化の振興・育成保護の観点を